





し尿のくみ取り料金は、11月1日から次のように変わります。

料金表

世帯割	定額制 (一般家庭)			その月の2回目のくみ取りの場合	その月の3回目のくみ取りの場合
	家族人員	人員割	計		
1世帯 100円	1人	75円	175円	200円	200円
	2人	150円	250円		
	3人	225円	325円		
	4人	300円	400円		
	5人	375円	475円		
	6人	450円	550円		
	7人	525円	625円		
	8人	600円	700円		
	9人	675円	775円		
	10人	750円	850円		

定額制 (一般家庭) 料金の計算 (例)

(例1) 家族3人で1か月1回くみ取りの場合

100円 + (75円 × 3人 = 225円) = 325円

(例2) 家族5人で1か月2回くみ取りの場合

100円 + (75円 × 5人 = 375円) + 200円 = 675円

従量制 (一般家庭以外)

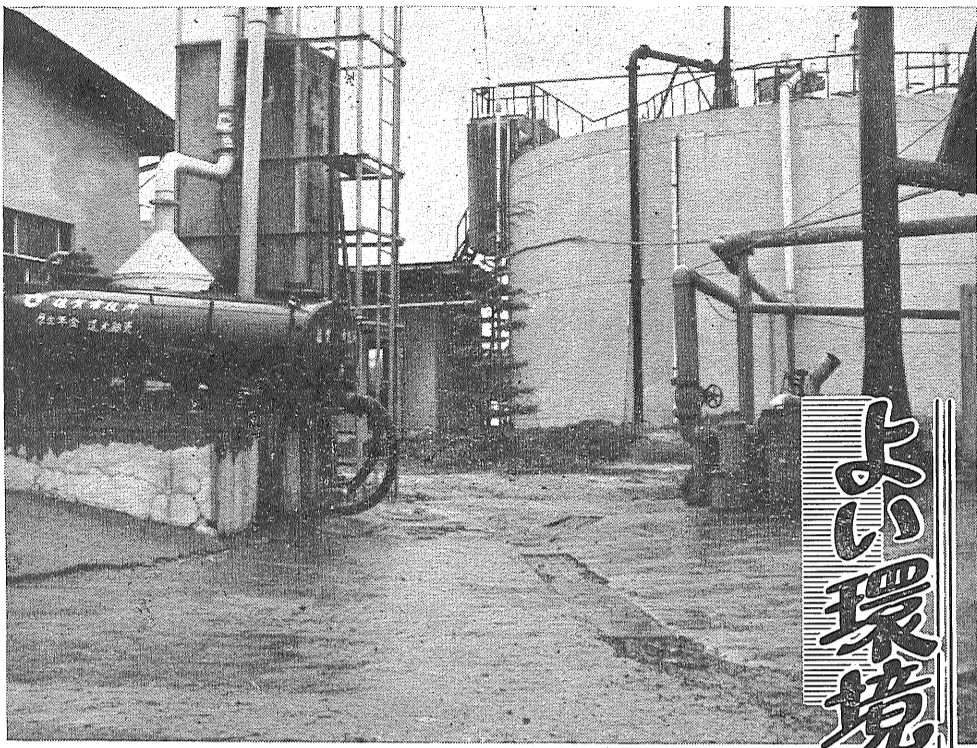
18リットルにつき45円 (18リットル未満は18リットルとして計算)

料金の支払いについて

- 一家庭、1か月1回のくみ取りを基準にしていますので、1回をこえる場合は、1回につき200円を支払ってください。
- 便槽の構造が相当量の水を必要とするものについては、1人あたりの金額 (75円) を加算して支払ってください。
- 申込みによる最初のくみ取り料金は従量制の料金で支払ってください。

※注 (1) 便槽の構造……の該当となるのは、無臭トイレ、水封式と呼ばれているものです。

(2) バキューム車の後部についているタンクが目盛りは18リットル単位となっています。したがって、1つの目盛りで45円ということになります。



よい環境で快適な生活を

し尿くみ取り清掃事業の円滑化へ

近年経済の高度成長に伴う生活様式の変化によって、清掃事業は、都市行政のなかでは重要な問題の一つとなってまいりました。佐賀市におきましても、これまでごみ・し尿の収集処理ならびに清掃施設の整備など、改善施策を講じて快適な生活環境づくりに最善の努力をしていますが、それも増して現在なお、あらゆる予想を裏切つて処理しきれない汚物の量は急増を続けています。

事業の充実めざして

料金改定にいたるまで

佐賀市の現在の料金には新規従業員の雇用はほとんど不可能に近い状態であり、このままでは事業の存続にもかかわる重大事となってまいりました。

現在の料金には新規従業員の雇用はほとんど不可能に近い状態であり、このままでは事業の存続にもかかわる重大事となってまいりました。

処理施設整備に全力

予想外 (浸水) のくみ取り量に備えて

くみ取り作業につきましては、月一回のくみ取りを基準として行なっておりますが、最近なかなかくみ取りにこないという苦情を受けています。

このことにつきましては、去る六月、七月、更には九月と、佐賀地方を襲った集中豪雨によって、そのつど、市内の数千の世帯が浸水の被害を受けました。

清掃作業の円滑な運営のために

くみ取りにつきましては、作業の実態など適時調査を行い、順次改善・調整などをしますが、作業に対する不

定額制と従量制

料金の徴収には、定額制と従量制の二本立があります。

定額制とは、くみ取り量に関係なく、毎月一定の料金を

- (イ) 会社、旅館、飲食店、興業場、遊戯場、学校、保育所、官公庁、寮、アパートなどのようなもので、その便槽を多くの人が共同で使用している便槽の場合。
- (ロ) 一般家庭であっても、不特定多数の人が使用している便槽の場合。

質問箱

問 家庭でし尿浄化槽を設置する場合、どのようにすればよいのですか。

答 もよりの保健所に届出てください。

問 浄化槽については、法律で管理基準が定められており、保健所で指導を行なっています。

し尿浄化槽について

問 浄化槽は維持管理を適切にしないと、排水が汚れていったり、臭気が出たり、汚濁水が出る場合があります。最低一年浮遊物が付着すれば故障の原因となりますので、資格のある業者が定期的に点検し、必要に応じて清掃を行います。

問 し尿浄化槽の清掃は、誰が行なうのですか。

答 浄化槽の清掃を行なう者は、法の定めによって清掃業の許可を受けた者で、次の五社が行なっています。

- (1) 佐賀衛生社 ⑦848
- (2) 昭和衛生ビル管理センター ⑦288
- (3) 昭日衛生社 ③594
- (4) 佐賀清掃社 ③6073
- (5) 小部衛生社 ②765

満ち、くみ取り量を計る際のトラブル、不当料金の請求など、お気付きの点があれば、どしどし清掃課までご連絡ください。市では業者ならびに従業員の料金請求、作業態度等につきましては、今後とも指導育成を強化する方針で進んでおりますので、みなさんのご協力をお願いします。

このため今回、実態に即した料金に改めて、事業の充実と作業の円滑化を図り、清潔で快適な生活環境を目ざして万全を期したいとのことから、料金の改定を実施するものです。

市民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。



# こんにちは 保健婦です

あなたの 栄養知識は？

## ＜オカユにまつわる迷信＞

「どうも胃の調子が悪くて」と、オカユを常食にしている人がいます。とくに、中年すぎの人に多くみられます。

また、「下痢したらオカユ」と、どうも胃の具合の悪さとオカユは、結びついてしまっているようです。



はたして カユは、それほどまでにオールマイティーなのでしょう。オカユは一見、やわらかで消化によさそうにみえますが、実はそうではありません。

健康な人ならば、オカユはふつうのごはんよりも、ある場合には消化は悪いのです。というのは、水分がダ液や胃液などの消化液をうすめてしまいます。そのうえ、胃袋がふくれて動きがにぶってしまいます。

また、よくかめないことも欠点の一つです。かむという動作は、たんにかみくだくというだけではありません。かんでいる間に、ダ液と混ぜ合わせるという大切な消化作用の一つなのです。

やわらかいものが、必ずしも消化によいとはかぎりません。オカユよりは、かたいごはんをていねいにかんで食べた方が消化によいのです。

下痢をしたときは、むしろ栄養をとらなければいけません。オカユと梅干し—では、栄養の点、やはりものたりません。オカユの迷信、もういちど考え直してみたいものです。



ロマンス競走でハッスルするおとしより

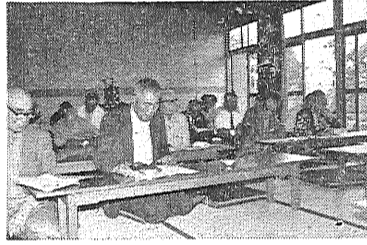
# みんなで元気に

## 第1回老人スポーツ大会ひらく

すみきった秋空のもと「第一回佐賀市老人スポーツ大会」が十月十日、成童中グラウンドで開かれました。この大会は、日ごろ運動の機会が少ないおとしよりにスポーツを楽しんでもらおうと市と市老人クラブ連合会主催で開催されたものです。

市内の六十五歳以上のおとしより約五百人が参加、各校区のプラカードを先頭に役員・選手が堂々と入場行進、参加選手を代表して赤松音楽会の北高泰三会長の力強い宣誓があり十一種目の競技がくりひろげられました。

ボールをけりながら走る玉ころがし、風船をお尻で割る五十一歳佐賀国体むけてきれいな町づくりを—高木瀬町では、十月五日公民館で「まちをきれいにする運動推進会議」が開かれました。会議は、連絡員、婦人会、青年団、PTAなどの諸団体の代表二十四名が出席して開かれ、鹿兒島国体の映画「太陽の賛歌」の上映、国体事務局長の国体概要説明や市側から市と保健衛生推進協議会が提唱している「捨てない、よごさない、散らさない」の「三ない運動」の進め方などについての説明を聞きまし



高木瀬町で「推進会議」を開く

高木瀬町では、町内会や自治会が中心になり、みんなの協力できいな町づくりをしようと呼びかけています。このほか、各校区でもこのような話し合いの場が設けられています。このようにしていま清潔なまちづくり運動は前進はじめています。ひとりの力が市民運動の輪

夜間ゴミ収集時間間がかわります  
夜間ゴミ収集区域の収集作業は、夏は(四月~十月)夜十時から(十一月)は、冬時間と十一月一日からは、冬時間と



このための受給申請期間は九月三十日までとなっておりますが、まだ手続きをされていない方は、印かんを持参のうえ至急市福祉事務所社会課で手続きをしてください。受給資格は九月一日現在で市内に引き続き一年以上居

### 市史資料

お尋ねします  
お知らせ下さい

- (1)衣料品、砂糖等の配給切符
- (2)外食券
- ハ、明治5年~7年の地券
- ニ、百六銀行株券
- ホ、金庫公債証書

次品物をさがしています  
イ、幕末から明治初期の質屋  
知れたい方、左記へお尋ね下さい  
市役所市史編さん室  
電話3151

### 秋季大掃除指導日程 (町名は自治会名)

月日	町名
11月1日	東神野、三溝
2日	西神野、新家、大和社宅
5日	草場、駅西通り、緑小路
6日	上多布施東、上多布施西、西田代
7日	上多布施中、川原小路、高岸
8日	精町、岸川町、点合町、六座町
9日	伊勢屋町、伊勢屋本町、西魚町、長瀬町、三本谷
10日	道祖元町、中折中、八戸町
12日	中折上、天祐団地
13日	中折下、厘外町、愛敬町
14日	本庄元町、寺町、六反田、中央通り
15日	西大島、唐人町
16日	駅前、米屋町、平島、多布施町
17日	東大島、中町、白山町
19日	八幡小路、元町、中央マーケット、東魚町
20日	西松原、南松原、中ノ小路、新道
21日	与賀町、南水ヶ江
22日	東水ヶ江、北堀端、西城内
24日	北水ヶ江
26日	東城内、中ノ館、鬼丸
27日	南堀端、大財一区、大財二区
28日	大財三区、高木町、大財六丁目、千代町
29日	呉服町、柳町、牛島町、東田代北、上芦町
30日	東田代南、東松原、馬賣馬場
12月1日	下今宿、紺屋町、材木町

### 受給申請はお済みですか

遺児修学年金  
両親の片親をなくした義務教育在学中の十八歳未満の遺児を養育している保護者に、今年から遺児修学年金を支給します。

### 公的年金との併給も

児童扶養・特別児童扶養手当  
国では、父親がいない児童や父親がいても不具・廢疾状態である家庭で児童を育てている母、または養育者(児童扶養手当を支給しています)また、精神または身体に重度の障害のある二十歳未満の人を養育している人に、特別児童扶養手当を支給しています。今年十月からこれらの法が改正になり、これまで併給できなかった公的年金のうち次のものについては、併給できるようになりました。また、手当の額も次のように改正されました。

### 児童扶養・特別児童扶養手当

これまでは、児童一人の場合月額四千三百円であったものが、六千五百円に増額されました。また、二人目からは、一人増えるごとに四百円(従来通り)が加算されます。なお、来年一月分から児童二人の場合は、七千三百円となり、三人目からは一人増えるごとに四百円が加算されます。

### 小児マヒ生ワクチン投与日程

対象者……昭和48年2月から昭和48年7月までに生まれた人(1回目)昭和47年8月から昭和48年1月までに生まれた人(2回目)満3歳未満で現在未投与の人

校区	月日	時間(午後)	場所
巨勢	10月29日	2.00~3.00	公民館
久保泉	〃	〃	公民館
金立	〃	〃	公民館
北川副	10月30日	2.00~3.30	公民館
蓮池	〃	2.00~3.00	公民館
高木	〃	2.00~3.30	公民館
高木	10月31日	1.30~3.30	公民館
鍋島	〃	2.00~3.30	公民館
鍋島	〃	〃	公民館
赤松	11月1日	1.30~3.30	市民会館
赤松	〃	〃	市民会館
赤松	〃	〃	市民会館
赤松	〃	2.00~3.30	公民館
赤松	11月2日	1.30~3.30	市民会館
赤松	〃	〃	市民会館
赤松	〃	〃	市民会館
赤松	〃	2.00~3.30	公民館
赤松	11月16日	1.30~3.30	市民会館

### 水道のメーター検針にご協力を

最近では、家の増改築や宅地のかさあげ工事が多く、そのための水道のメーター器が埋没しているところが多いため、検針をするのに支障をきたして

### 在日米国籍の方へ

昭和二十七年十二月二十四日以降米国外で出生し(片親が米国人でない)米国籍をもつ人は、十四歳から二十八歳までの間に米国に二年以上継続して住まなければ米国籍を失うこととなります。

### 寄付お礼

市社会福祉協議会では、次のかたがたから社会福祉事業資金の寄付をうけ、その厚志に感謝しています。

- 巨勢町末次清六郎(故キウ)
- 朝日町久保保太郎(故佐)
- 白山一丁目馬渡恒明(故)
- 北川副町結城武(故源蔵)
- 好殿(故麗華殿)西与賀町黒
- 木秋男殿(故健司殿)兵庫町
- 吉村公一殿(故スズ殿)長瀬
- 町井手正信殿(故常蔵殿)高
- 木瀬町山田まつ代殿(故次郎)
- 白山二丁目木塚ツキ殿(
- 故実殿)多布施一丁目福島忠
- 光殿(故ハル子殿)北川副町
- 古賀七三殿(故菊雄殿)北川
- 副町永石重吉殿(故秋彦ツル
- 殿)西与賀町大沢鶴代殿(故
- 森止夫殿(故美智子殿)